

## 賃貸借契約条項

### (総則)

- 第1条 乙は、この契約書に基づき、仕様書等（仕様書及び乙が入札に際し提出した技術提案書その他の書類をいう。以下に同じ。）に従い、この契約の目的物（以下「目的物」という。）を所定の期間、甲に賃貸するものとする。
- 2 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、許諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 3 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

### (表明確約)

- 第2条 乙は、第28条第2項第3号及び第4号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、第28条第2項第3号及び第4号の一に該当する者を履行補助者等（履行補助者（履行補助が数次にわたるときは、全ての履行補助者を含む。）及び履行補助者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないこと及び第28条第2項第3号及び第4号の一に該当することが判明した場合は直ちに履行補助者等から排除することを確約する。

### (不当介入に関する通報・報告)

- 第3条 乙は、自ら又は履行補助者等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は履行補助者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

### (官公庁に対する手続き)

第4条 乙は、この契約を履行するに当たって、官公庁その他に対して必要な手続がある場合は、自己の責任と負担においてこれを行うものとする。

(許認可手続等に対する協力)

第5条 乙は、甲が関係法令に基づき、この契約に関して必要な許可、認可、承認等の申請に関する手続を行うときは、甲の求めに応じ当該手続に協力をしなければならない。

(知的財産権等の使用)

第6条 乙は、この契約の履行に当たり、知的財産権その他第三者の権利の対象となるいる技術、材料等を利用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならぬ。

2 乙は、この契約に基づいて甲に賃貸する目的物が知的財産権その他第三者の権利の対象となっている場合には、当該第三者からその実施に必要な権利の許諾を受け、甲が支障なく目的物を使用することができるようしなければならない。万一、甲が当該目的物の使用等に関して第三者から知的財産権等侵害の苦情を受けた場合には、乙は自己の責任と費用でその苦情を防御又は解決し、甲に対してもかかる負担もかけないものとする。

(注意義務)

第7条 乙は、この契約を履行するに当たり、甲の施設内において納入（据付調整、試運転等を含む。）等の業務を行う場合には、他の業務に支障を与えないよう常に善良な管理者の注意をもって業務に従事しなければならない。

(関連業務への協力)

第8条 乙は、甲の発注に係る第三者の実施する他の業務がこの契約の業務と密接に関連する場合において、第三者の行う業務の円滑な実施に協力しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を、あらかじめ甲の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(一括再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約の業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

#### (仕様の変更等)

- 第11条 甲は、この契約の履行が完了するまでの間において必要がある場合は、乙と協議の上仕様の内容、履行期限等この契約の内容を変更することができるものとする。この場合、必要に応じ、甲、乙協議の上契約金額を増減することができるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたと甲が認めたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

#### (監督)

- 第12条 甲は監督職員を選定し、監督職員は乙によるこの契約の履行について監督又は指示を行う。

#### (検査及び引渡し)

- 第13条 乙は、甲が所定の賃貸借期間開始日から目的物を使用できるように、目的物を納入し甲への引渡しを完了させなければならない。
- 2 目的物の引渡しまでに要する一切の費用（搬入、据付調整、試運転等に要する費用を含む。）は乙の負担とする。
- 3 乙は目的物を納入したときは、直ちに必要な書類を添えて甲に報告しなければならない。
- 4 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに目的物の検査を行い、検査に合格したときは、目的物の引渡しを受けるものとする。検査の実施に直接必要な費用は、特別の定めがある場合を除き、全て乙の負担とする。
- 5 検査には乙も立会わなければならない。ただし、乙が立会わないときは、甲は単独で検査を行い、その結果を乙に通知するものとする。
- 6 乙は、第4項の検査に合格しないときは、速やかに目的物の交換その他必要な措置を講じなければならない。この場合においては、当該措置の完了を目的物の納入とみなして前5項の規定を準用する。

#### (引渡し期限の延期)

- 第14条 乙は、天災地変、その他乙の責めに帰し難い事由により、所定の賃貸借期間開始日までに目的物を引渡すことができないときは、その理由を明示した書面により、甲に引渡し時期の延期を請求することができる。この場合、甲は、その請求を妥当と認めたときは、これを承認するものとする。
- 2 目的物の引渡しが所定の賃貸借期間開始日を経過した場合は、甲は遅滞料として、契約金額につき、遅滞日数に応じ、この契約締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額を乙より徴収するものとする。ただし、前項による甲の承認があった場合は、この限りではない。

- 3 目的物の引渡しが所定の賃貸借期間開始日を経過した場合、所定の賃貸借料から経過日数に相当する賃貸借料を減額するものとし、この場合の賃貸借料の算出は、第15条第2項の定めに従うものとする。
- 4 目的物の引渡しが所定の賃貸借期間開始日を経過したことにより甲に損害が発生した場合は、第2項に定める遅滞料の徴収及び前項に定める賃貸借料の減額とは別に、甲は乙に損害賠償請求を行うことができる。ただし、第1項による甲の承認があった場合は、この限りではない。

#### (賃貸借料の支払)

第15条 賃貸借料の支払は一月毎とし、乙は必要な書類を添えて賃貸借料を甲に請求するものとする。

- 2 目的物の引渡しの遅延等により賃貸借期間に一月末満の端数が生じた場合の月額賃貸借料は、次式により算出した額とし、1円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{当該月の賃貸借料} = \frac{\text{月額賃貸借料}}{\text{当該月の暦日数}} \times \text{賃貸借が行われたと甲が認めた日数}$$

- 3 甲は、第1項の規定により乙から請求があったときは、乙の履行状況を確認の上、乙から各月10日までに受理した適正な支払請求書に関し、翌月末日までに乙に賃貸借料を支払うものとする。

#### (目的物の管理等)

第16条 甲は、善良な管理者の注意をもって目的物を管理しなければならない。

- 2 目的物に故障が生じたときは、甲は、遅延なく乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲が故意又は過失により目的物に損害を与えたときは、その損害の賠償を甲に請求できるものとする。ただし、その賠償額は、賃貸借期間満了日までの賃貸借料の残額相当額を限度として甲、乙協議して定めるものとし、第20条による動産総合保険の保険金で補填される額は、賠償額から控除するものとする。

#### (目的物の移転等)

第17条 甲は、目的物の設置場所の変更及び現状の変更等を行うときは、事前に乙に承諾を得るものとする。

#### (通知義務)

第18条 甲は、目的物の盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき又はそのおそれがあるとき、若しくは乙の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのおそれがあるときは、遅滞なく乙に通知するものとする。

#### (目的物の修補等)

第19条 乙は、賃貸借期間中、目的物が常に正常かつ円滑に使用できる状態を維持するための保守、点検等を仕様書等に基づき適切に実施するものとし、保守、点検等に係る費用は、特別の定めがある場合を除き、乙が負担するものとする。

2 乙は、甲から第16条第2項の通知を受けたときは、目的物の修補等(目的物の修補、交換、調整、代替品の提供等)を実施しなければならない。この場合、目的物の修補等に係る費用は、特別の定めがある場合及びその修補等が甲の故意又は過失に起因する場合を除き、乙が負担するものとする。

#### (保険)

第20条 乙は、賃貸借期間中、乙の責任と負担において目的物に動産総合保険を付保するものとする。

2 甲は、前項に定める動産総合保険契約における保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知するものとする。

3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する損害賠償金の支払義務を免れるものとする。

#### (租税公課)

第21条 目的物に係る租税公課は乙が負担する。ただし、目的物について甲が資産申告を行ったときはこの限りでない。

#### (賃貸借終了後の処理)

第22条 この契約に基づく賃貸借が期間満了又は契約解除により終了したときは、甲は直ちに目的物を乙に返還するものとし、返還に要する費用(設置場所からの撤去費用、乙の指定する場所までの輸送費用、設置場所の原状復帰費用等を含む。)は、特別の定めがある場合を除き、全て乙の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、賃貸借の期間満了をもって目的物の所有権を甲へ無償譲渡する旨を仕様書にて定めている場合は、賃貸借が期間満了により終了したときは期間満了日をもって目的物の所有権を甲に移転するものとし、契約解除により終了したときは目的物の返還又は所有権移転について甲、乙協議の上定めるものとする。

#### (契約不適合責任)

第23条 甲は、乙が実施したこの契約の業務及び引渡しを受けた目的物について、品質、種類又は数量に関してこの契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、再作業、修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し等による履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に

履行の追完が行われないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて賃貸借料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに賃貸借料の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 この契約の業務、目的物の性質若しくは使用目的等、又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完を行わずその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 5 前2項の場合において、甲は、当該契約不適合及びその目的物を使用したことにより生じた損害（特別の事情によって生じた損害であっても、乙がその事情を予見すべきであったときの損害を含む。）の賠償を乙に対して請求することができる。
- 4 引渡し前に生じた目的物の滅失、毀損その他の損害は乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。
- 5 前4項の規定は、第14条、第28条及び第31条に基づくこの契約の解除及び損害賠償請求を妨げない。

#### （契約不適合責任期間）

- 第24条 乙は、目的物の引渡し以降、甲に引渡した目的物及びこの契約で定める業務に関する契約不適合責任を負うものとし、甲は、目的物に関しては引渡しを受けた日から、業務に関しては検査に合格した日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、賃貸借料の減額の請求又は契約の解除（以下本条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 甲が前項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下本項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
  - 3 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができます。
  - 4 前3項の規定は、目的物の引渡し時又は検査合格時において、乙がその契約不適合を知り又は重大な過失により知らなかったときには適用しない。この場合において契約不適合に関する乙の責任は、民法の定めるところによる。

#### （設備等の使用）

- 第25条 乙は、事前に甲の承諾を得たときは、この契約を履行するにあたって必要最小限度の甲の設備等を使用することができる。

- 2 乙は、善良な管理者の注意をもって甲の設備等を使用し、この契約を履行する目的以外に使用又は利用してはならない。
- 3 乙は、甲の設備等を故意又は過失によって滅失若しくは毀損し、又はその使用及び利用を不可能にしたときは、甲の決定する金額を弁償するものとする。ただし、甲の承諾を得た場合は、原状に復しての返還又は代替品の提供をもって弁償に代えることができる。
- 4 乙は、この契約の終了によって甲の設備等を使用しなくなったときは、甲の指示に従い、設備等を甲に返還するものとする。

(安全確保)

第26条 乙は、この契約の履行に当たっては、安全確保に関する法令及び甲の定めた諸規則（甲の特別の指示を含む。）を遵守するとともに、自らの責任において安全確保に必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第27条 乙は、この契約の履行により知り得た甲の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。ただし、乙が再委託を行う場合は、再委託の相手方に乙と同等以上の秘密保持義務を課した上で必要な範囲内で開示することができる。以上は、この契約終了後においても、同様とする。

- 2 乙は、この契約の内容又は成果を発表し、公開し、又は他の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合においては、この限りではない。
- 3 乙は、この契約において取り扱う甲の秘密を厳重に管理し、安全性確保のための措置を講じなければならない。
- 4 甲が保有する個人情報については、本条に代えて、第37条を適用する。

(甲の契約解除権)

第28条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行等を催告し、その期間内に履行等がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
  - 二 所定の賃貸借期間開始日に乙が目的物を納入し甲に引渡す見込みがないと甲が認めたとき。
  - 三 乙が正当な理由なく、第23条第1項に定める履行の追完を行わないとき。
  - 四 乙が甲の正当な指示に従わないとき。
  - 五 この契約に関し、乙の不正又は不当な行為があると甲が認めたとき。
  - 六 前5号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 二 この契約の業務、目的物の性質若しくは使用目的等、又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行されなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - 三 乙が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号及び次号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
    - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ト 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - チ 乙が、イからへまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（トに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 四 乙が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- イ 暴力的な要求行為
  - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ニ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
  - ホ その他イからニに準ずる行為
- 3 甲は、前2項に定める場合のほか、必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は、契約を解除したことによって乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は、賃貸借期間満了日までの賃貸借料の残額相当額を限度に、甲、乙協議して決定するものとする。

(契約保証金)

- 第29条 乙は、契約保証金を納付した契約において、賃貸借料の増額の変更をした場合は、増額後における総賃貸借料に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、甲の指示に従い、直ちに納付しなければならない。
- 2 乙が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(乙の契約解除権)

- 第30条 乙は、次に掲げる各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 第11条に規定する仕様の内容等の変更について、その変更が乙に著しく不利となり、協議が成立しなかったとき。
  - 二 甲の契約違反によってこの契約を履行することが不可能となったとき。

(甲の損害賠償請求権等)

- 第31条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 所定の賃貸借期間開始日までに目的物を納入し甲に引渡さないとき。
  - 二 この契約に関して契約不適合があるとき。
  - 三 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならぬ。
- 一 第28条第1項又は第2項の規定により、この契約が解除されたとき。
  - 二 この契約の履行完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 前項及び第6項の定めは、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第2項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 5 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 6 第2項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって同項の違約金に充当することができる。

（乙による損害賠償請求等）

- 第32条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合にはこれによって生じた損害の賠償を、賃貸借期間満了日までの賃貸借料の残額相当額を限度として、請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 一 第30条第1項第2号の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 甲が第28条第2項第3号又は第4号の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、甲は何ら賠償ないし補償することを要しない。

（第三者損害）

- 第33条 乙は、この契約の履行に当たり第三者に損害を及ぼし又は第三者との間に紛争を生じたときは、乙の責任と費用負担でこれを解決しなければならない。

（談合等の不正行為にかかる違約金等）

- 第34条 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が独占禁止法第8条第1号又は第2号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、独占禁止法第7条若しくは第8条の2に規定する排除措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。

- 二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同法第7条の3第1項若しくは第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙は、この契約に関して、第1項及び第2項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。
- 6 第1項の場合において、契約が解除された場合、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって同項の違約金に充当することができる。

#### （賠償金等の徴取）

- 第35条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払の日まで、この契約の締結時点における遅延利息率を乗じて計算した利息を付した額と、甲の支払うべき賃貸借料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じこの契約の締結時点における遅延利息率を乗じて計算した額の遅滞金を徴収する。
- 3 第1項の場合において、契約が解除された場合、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって同項の追徴金に充当することができる。

#### （相殺）

- 第36条 甲が乙に対しこの契約に基づく賠償金、違約金その他の債権を有するときは、その期日の到来しないものでもこの契約又は他の契約に係る甲の支払代金その他の債務

と対当額につき相殺することができるものとする。

(個人情報の取扱い)

第37条 乙は、この契約の履行に当たっては、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、文書によるものの他、映像、音声による情報も含まれ、符号化、暗号化されているか否かを問わない。以下同じ。）について、保護の重要性を認識し、個人の権利を侵害することができないよう取扱いを適正に行う義務を負うものとする。

- 2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
  - 一 この契約の履行で知り得た個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
  - 二 この契約の履行に当たり甲から提供された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲の指示する施設以外には個人情報を持ち出してはならない。ただし、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 4 乙は、この契約を履行するために個人情報を収集するときは、履行のために必要な範囲内で、適性かつ公正な手段により行わなければならない。
- 5 乙は、この契約の履行に当たり甲から提供された、又は乙自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の盗難、紛失、漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。また、乙は乙の従業員その他乙の管理下にて業務に従事する者に対して、乙と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。
- 6 乙は、個人情報の盗難、紛失、漏えい、滅失、毀損、改ざんその他本条に違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 乙は、この契約の履行に当たり甲から提供された個人情報が記録された資料等については、この契約の終了後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 8 乙は、この契約の履行に当たり、自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等については、この契約の終了後速やかに廃棄するものとする。
- 9 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、個人情報の盗難、紛失、漏えい、滅失、改ざん、毀損その他の事故が発生し、甲が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、甲の指示に基づき乙の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、甲が直接又は間接の損害を被ったときは、乙は甲に対して当該損害を賠償しなければならない。

- 10 甲は、乙がこの規定に違反していると認めたときは、第28条及び第31条に基づき、この契約の解除及び損害賠償請求をすることができる。
- 11 乙は、乙における個人情報管理に係る責任者及び業務従事者の管理並びに実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について明記した書面を甲に提出しなければならない。
- 12 甲は、個人情報を提供等する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。
- 13 甲は、乙に提供する個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、乙における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認しなければならない。
- 14 乙は、この契約の履行上個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者（以下、本条及び次条において「再委託先」という。）に再委託する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）には、甲に対し、再委託する旨、再委託先の名称及び住所を事前に通知し、甲の許諾を得なければならない。
- 15 乙は、個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、再委託先に対して、第1項から第11項までの規定と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 16 甲は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、乙を通じて又は甲自らが第12項及び第13項と同等の措置を講じなければならない。
- 17 前3項に掲げる事項については、個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 18 第1項から第10項までの規定については、この契約の終了後であっても、なおその効力を有するものとする。

#### （個人情報以外の情報の取扱い）

- 第38条 乙は、この契約の履行に当たり甲から提供された、又は乙自ら収集し若しくは作成した情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、この契約の履行上知り得た一切の情報について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
    - 一 情報取扱者以外の者に開示又は漏えいすること。
    - 二 この契約の履行の目的の範囲を超えて利用し、複写し、複製し、又は改変すること。
  - 3 乙は、情報の滅失毀損の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
  - 4 乙は、適正な情報管理体制等の確保を確認するための資料として甲に提出した情

報管理体制図、情報処理取扱者名簿、情報管理等を定めた社内規則に変更がある場合は、あらかじめ甲の同意を得るものとする。

- 5 甲は、必要があると認めるときは、情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 6 乙は、この契約の履行に当たり甲から提供された、又は乙自ら収集し若しくは作成した情報を、この契約の終了後速やかに甲に返還又は削除するとともに乙が管理する経理書類については適切に保管するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 乙は、この契約の履行に当たり甲から提供された、又は乙自ら収集し若しくは作成した情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生し又はその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならぬ。
- 8 第2項、第5項及び前項の規定については、この契約の終了後であっても、なおその効力を有するものとする。
- 9 乙は、この契約の履行上情報の取扱いの全部又は一部を第三者に再委託する場合には、甲に対し、再委託する旨、再委託先の名称及び住所を事前に通知し、甲の許諾を得るものとする。
- 10 乙は、再委託する場合、再委託先に対して、本条に定める安全管理措置その他のこの契約に定める情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### (個人情報等の非保護による契約解除)

第39条 甲は、前2条の規定が遵守されていないと判断した場合、この契約を直ちに解除し、損害賠償請求をすることができる。

#### (情報セキュリティの確保)

第40条 乙は、この契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、甲の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、甲の情報セキュリティ確保のために、甲が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。
  - 一 乙は、乙におけるこの契約に携わる者（以下「業務担当者」という。）及びこの契約を行う場所（以下「作業場所」という。）を特定し甲の承諾を得るものとする。業務担当者又は作業場所を変更又は追加する場合も同様とする。乙は甲の承諾を得た業務担当者以外による作業又は作業場所以外における作業をさせてはならない

い。

- 二 乙は、甲の承諾のない限り、この契約に関して知り得た情報を甲の施設から持ち出してはならない。
  - 三 乙は、甲の承諾のない限り、この契約に関して知り得た情報を甲又は乙の情報システム以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。
  - 四 乙は、再委託をさせた場合は、当該再委託を受けた者のこの契約に関する行為について、甲に対し全ての責任を負うとともに、当該再委託を受けた者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 五 乙は、甲が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力するものとする。
  - 六 乙は、甲の提供した情報並びに乙及び再委託を受けた者がこの契約の業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えい、コンピュータウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。以上は、この契約の終了後においても、同様とする。
- 3 甲は、前2項の規定が遵守されていないと認めた場合、この契約を解除し、損害賠償請求をすることができる。

#### （公的研究費の不正使用防止等）

- 第41条 乙は、この契約を履行するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
- 一 預け金等の研究に係る経費の不正使用に関与しない。
  - 二 この契約に関して甲の職員等から不正な行為の依頼等があった場合には、これを拒否するとともに遅滞なく甲に通報する。
  - 三 甲が不正に関する調査を実施する場合、この契約に関連する書類（取引帳簿を含む。）の閲覧や提出等の甲の要請に協力する。
  - 四 不正への関与が認められた場合に、取引停止等の処分が乙に対しなされても何ら異議を申し立てない。

#### （紛争の解決）

- 第42条 この契約に関して、甲、乙間に紛争が生じた場合には、両者の協議によりこれを解決するものとする。

#### （管轄裁判所）

- 第43条 この契約に関する訴訟については、第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

(協議事項)

第44条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

以上